9　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びスリランカ民主社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　スリランカ民主社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表1欄に掲げる事業計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二十八日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁

スリランカ民主社会主義共和国
財務・計画省次官　Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ殿

付　表

1	2	3	4	5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）	スリランカ空港航空公社	二百八十九億六千九百万円			
			コンサルタントに対する支払部分		
			○・一	十年の据置期間の後三十年	六年
			○・〇一		
2　地方基礎社会サービス改善計画	スリランカ民主社会主義共和国政府	三十九億三千五百万円			
			コンサルタントに対する支払部分		
			○・一	十年の据置期間の後三十年	七年
			○・〇一		
3　ハバラナ・ヴェヤンゴダ送電線建設計画	スリランカ民主社会主義共和国政府	九十五億七千三百万円			
			コンサルタントに対する支払部分		
			○・三	十年の据置期間の後三十年	七年
			○・〇一		
総　額		四百二十四億七千七百万円			

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本官は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二十八日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国
財務・計画省次官
Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ

（日本側書簡）

スリランカ民主社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　粗信仁閣下

○外務省告示第百四十一号

平成二十四年三月二十九日にハノイで、ハノイ首都圏高速道路交通管制システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハノイ首都圏高速道路交通管制システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億二千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ディン・ラー・タン交通運輸大臣

平成二十四年四月十日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第三百三十五号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２Ｄに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十四年四月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目	名　称	申　請　者
α－グルコシルトランスフェラーゼ	ＢＲ151(pUMQ1)株を利用して生産されたα－グルカノトランスフェラーゼ	江崎グリコ株式会社

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字泉沢字小屋場一六六四の一五、一六六四の四一、一六六四の六六、一六六四の八三、字堂ケ沢一六八七の二、一六八七の二五、一六八七の二六、一六九七の一八、一六九七の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）